

人吉市農業委員会定例総会

(第1回)

令和4年1月25日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和4年1月25日
スポーツパレス1階 会議室

議事日程

- 日程第 1 議第 1 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2 議第 2 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 3 議第 3 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農業委員会の意見決定について
日程第 4 議第 4 号 非農地判断の一部変更について
日程第 5 議第 5 号 人吉市の「農業経営の基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに関する意見聴取について

その他協議報告事項

○ 出席農業委員（10名）

会 長	10番	宮 崎 右 男
会長職務代理者	9番	上 野 博 司
委 員	1番	山 本 一 精
同	2番	永 石 栄 二
同	3番	永 田 正 輝
同	4番	林 主 一
同	5番	恒 松 信 孝
同	6番	中 嶽 修 平
同	7番	福 屋 智 香 子
同	8番	堤 千 鶴 子

○ 推進委員については招集せず（ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う措置 ）

議事録署名農業委員 2番 永 石 栄 二

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	村	口	憲	彦			
次	長	和	泉	光	代			
主	席	豊	永	英	紀			
再	任	用	職	員	坂	井	正	子

職務のため総会に出席した農業振興課職員の職氏名

課	長	前	村	洋	宣		
農	政	係	長	村	上	晃	勇

開会：9時30分

- （議長）おはようございます。本日の会議は、出席委員が定足数に達しておりますので成立いたしました。ただ今から令和4年第1回人吉市農業委員会総会を開会いたします。本日の議事録署名委員に2番委員を指名します。
本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。
- （事務局長）議事日程 朗読
- （議長）日程第1・議第1号を議題といたします。事務局次長お願いします。
- （事務局次長）日程第1・議第1号 朗読
- （議長）1番について7番委員の調査報告をお願いします。
- （7番委員）おはようございます。議第1号、農地法第3条の許可申請に対する1番についてご報告いたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用地内です。田が4筆で4,062㎡、畑が2筆で592㎡、合計の6筆の8,716㎡でございます。権利の種別は3条の有償移転となります。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人と譲受人は兄弟であります。今後、弟さんが農地の管理が出来ないということで、お兄さんが全て相続するということになりました。調査書をご覧ください。1番、4番、5番、7番に該当しないと判断いたしましたので、ご審議の方よろしく願いいたします。
- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長） 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長） 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
2番について9番委員の調査報告をお願いします。
- （9番委員） おはようございます。議第1号、農地法第3条の許可申請に対する2番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用内で、面積は1筆で2,342㎡、無償移転でございます。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の理由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大となっております。実は今回のこの農地につきましては、以前にお互いに登記をするという約束で農地の交換をされており、それぞれが自分の農地として今まで耕作をされておりました。この約束の中で譲受人は約束どおり、登記まで完了されておりましたが、当時の譲渡人の農地が未登記のままでありました。約束をしていた当時の譲渡人の方が亡くなり、現在、相続をされた譲渡人の方との話し合いの結果、今回の申請地を譲渡人が登記をするという約束でお互いに了解をされたとのことでございます。また、申請地につきましては水稻栽培をされるとのことです。申請地につきましては、別紙位置図の3ページのとおりです。調査書をご覧ください。調査の結果、1番、4番、5番、7番に該当しないと判断をいたしました。皆様のご審議の方よろしく願いいたします。

- （議長） ありがとうございます。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長） 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長） 挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
日程第2・議第2号を議題といたします。事務局次長をお願いします。

- （事務局次長）日程第2・議第2号 朗読

- （議長）1番につきましては、譲渡人が8番委員の親族となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、一時退席されますようお願いいたします。

（ 8番委員 一時退席 ）

- （議長）1番について2番委員の調査報告をお願いします。

- （2番委員）おはようございます。それでは、議第2号、農地法第5条の許可申請に対する1番のご報告をいたします。土地の所在は記載のとおりでございます。地目は田、農振区分は農用外、面積は1,799㎡です。権利は所有権移転でございます。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は宅地分譲です。備考欄としてまして、申請地は第3種農地、農業振興地域外、都市計画区域内です。着工と完了は記載のとおりです。申請地は、以前、道向かいに譲受人が宅地分譲をされておりますので、それも含めて開発許可が必要ということでございます。別紙位置図の4ページご覧ください。この土地は申請地北側の農地から申請地に排水を出されております。この排水に関しまして、所有者と譲受人がお互いに協議をして、申請地にパイプを入れるか何かをして排水溝に流すということで話をされたそうです。土地の選定理由といたしましては、申請地は以前、農地法第5条申請をして造成した土地の道向かいであり、周囲は田に囲まれ、近隣にはスーパーや郵便局、病院等があり、移住用の土地として素晴らしい環境であり、以前、転用した農地と申請地を一体的に開発したいということでございます。事業の目的及び必要性、昨年、豪雨災害による被災者の住宅用地としての確保に努めてきたが、今回、申請地を提供したいということでございます。給排水計画につきましては、給水は南側市道上水道管より接続。生活雑排水及び汚水については、市道内の下水道管へ排水する。雨水は敷地内に自然放流。被害防除計画につきましては、造成中の被害防除方策として、危険性はないと思われるが、万が一、事故が発生した場合には、臨機応変に対処策を取ることです。完成後の被害防除方策として、危険がないと考えるが、万が一の場合には専門家と協議をし、最善の策をとる。日照、通風、耕作等への影響及びその対応策については、建物建築にあたり近隣の農地の日照、通風等にできる限り十分配慮し、設計し、近隣農家へ迷惑がかからないように配慮する。苦情に対しては、真摯に受け止め、十分に協議をして対応することです。実質審査表をご覧ください。農地の区分は第3種農地、農地の区分と転用目的、第3種農地の転用許可することができる。一般基準といたしまして、1番、3番、4番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、

立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしくお願いたします。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。
- （事務局 豊永主席）事務局から補足説明をいたします。2番委員からの説明にあったとおり、今回の案件は都市計画行為に基づく開発行為の許可が必要となってきます。開発行為許可と農地転用の許可申請の審査は同時進行で進んでいきますが、最終的に都市計画法による開発行為許可と農地法による農地転用許可との調整について、国から農地転用許可処分と開発行為許可は同時に処分を行うものということで、通知がきておりますので、開発行為許可が出た許可日と今回の案件の許可日は同日になります。ご理解いただければと思います。以上です。
- （3番委員）開発行為の面積の基準はあるのでしょうか。
- （事務局 豊永主席）3,000㎡以上が開発行為になります。先ほど説明があったとおり、今回の申請だけは開発行為にあたりませんが、同一事業者が市道を挟んで向かい側に同じような計画で分譲をされており、そこと合わせて考えるため開発許可が必要ということです。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。
- （ 挙手の状況を見て ）
- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
- （ 事務局職員に8番委員を呼びに行くよう指示 8番委員 着席 ）
- （事務局長）2番から3番まで続けて、3番委員の調査報告をお願いします。
- （3番委員）おはようございます。議第2号、農地法第5条の許可申請に対する2番の

報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農用外で面積は1筆の319㎡です。権利種別は使用貸借です。貸付人、借受人は記載のとおりです。転用目的は個人住宅の建設です。農振区分は第3種農地で農業振興地域外、都市計画区域内です。着工と完了は記載のとおりです。申請地は別紙位置図5ページのとおりです。実質審査表をご覧ください。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしましたので、ご審議の方よろしくお願いたします。

次に議第2号、農地法第5条の許可申請に対する3番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農用外で面積は1筆の671㎡です。権利種別は使用貸借です。貸付人、借受人は記載のとおりで、転用目的は集合住宅の建設です。農振区分は第2種農地で農業振興地域内、都市計画区域外です。着工と完了は記載のとおりでございます。申請地は別紙位置図6ページのとおりです。この土地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるため、問題なくやむを得ないとなっております。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしくお願いたします。

- （議長）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況をみて）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
3番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。4番について1番委員の調査報告をお願いします。

- (1番委員) おはようございます。4番についてご報告をいたします。議案書をご覧ください。土地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は542㎡です。貸付人、借受人は記載のとおりです。転用目的といたしまして、資材置場となっております。位置図は7ページです。ここは一時転用で借りられるということです。土地の選定理由は芋ノ八重川河川災害復旧工事場所に近いため資材置場として選定したということでございます。給排水計画について生活雑排水、汚水は、特にありません。被害防除方策については、周囲に問題が発生した場合には、迅速に対応するということです。申請地は第2種農地、農業振興地域内、都市計画区域外でございます。着工と完了は記載のとおりです。申請地の下の方は許可不要で資材置場として借りられているところです。実質審査表をご覧ください。一般基準の1番、3番、6番、8番、9番は適当と判断いたしました。立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしくお願いたします。

- (議長) ありがとうございます。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって5番は原案可決いたしました。5番について7番委員の調査報告をお願いします。

- (7番委員) 農地法第5条の5番についてご報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農用外で面積は826㎡です。貸付人、借受人は記載のとおりです。転用目的は貸駐車場となっております。申請地は第3種農地で農業振興区域外、都市計画区域内となっております。着工と完了は記載のとおりです。ここは周りに農地がなく、道路と住宅に囲まれた農地となっております。貸付人が高齢であるため、農業経営を縮小し、借受人の駐車場として貸し出すということで話がまとまったとの

ことです。実質審査表をご覧ください。立地基準は第3種農地で、第3種農地の転用は許可することができるとなっております。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番を適当と判断いたしました。総合判断として、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって5番は原案可決いたしました。日程第3・議第3号を議題といたします。事務局次長お願いします。

○（事務局次長）日程第3・議第3号 朗読

○（議長）利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が9番は4番委員が役員を務めます法人、15番が2番委員となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井）おはようございます。お手元の資料をご覧ください。令和4年1月13日付で、人吉市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）についての農業委員会の意見決定を求められております。まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が49,607㎡、「畑」が1,420㎡、合計の51,027㎡あがってきております。一番下の所有権移転について今回はございませんでした。

次に右側の本年累計は記載のとおりです。今回、農業公社（中間管理機構）が仲介します貸借設定関係も表に載っております。公社借り入れの手続きは基盤強化法により利用権設定の手続きと同様で、市が公告しますので、農業委員会の意見決定を求められています。また、公社貸付の手続きについては農業公社が作成した農用地配分計画についても県の認可を受けなければならないとされております。認可公告後、農業委員会に通知がございますので、その時に報告いたしますが、1～2か月後になる見込みです。次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が12件、再設定が5件、合計の17件あがってきております。いずれの案件も調査票のとおり、それぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をしていただいております。よって、全ての案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、報告を終わります。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時7分まで各自で審査をお願いします。

（各自審査）

- （議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
貸借設定の9番と15番を除く1番から17番まで、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
貸借設定の9番について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
貸借設定の15番について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
日程第4・議第4号を議題といたします。事務局次長をお願いします。
- （事務局次長）日程第4・議第4号 朗読
- （議長）事務局からの説明をお願いします。
- （事務局 坂井）議案書の5ページ、議第4号をお開きください。非農地判断の一部変更についてでございます。昨年の12月24日に非農地判断をさせていただきましたが、その後、所有者から非農地判断の取り消しの申し出が3筆ございました。まず、2筆は耕作を再開する、あとの1筆は耕作中でした。下にある3筆については、実は平成25年8月の総会で判断したものでございます。今回、特別高圧線電線鉄塔撤去の工事がありますが、それに伴いまして一旦、農地に戻して許可不要をするということでございます。以上です。
- （議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありますか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
非農地の一部変更についてご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
日程第5・議第5号を議題といたします。事務局次長をお願いします。
- （事務局次長）日程第5・議第5号 朗読

- （議長）農業振興課から説明をお願いします。
- （農業振興課 前村課長）議長、説明の前に私のほうからご挨拶をさせていただいてもよろしいでしょうか。
- （議長）はい。
- （農業振興課 前村課長）皆様おはようございます。この度は農業委員会定例会の貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。今日、農業振興課からお話させていただきますのが、農業経営基盤に基づく基本方針ということで、県も基本方針を改正しております。市の方も5年に1回の改正時期を迎えておりまして、県の方針に基づく部分の改正や認定農業者、認定新規就農者などの担い手を目指す方の内容、特に所得関係の基準の見直しを今回、行わせていただくことになっております。詳細については、担当係長から説明をさせていただきますので、どうぞご審議いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。
- （農業振興課 村上係長）おはようございます。農業振興課農政係長の村上と申します。それでは、私のほうから農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（素案）につきまして、説明させていただきます。まず、今回、市の基本的な構想の変更につきましては、熊本県が定めております農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針がございますが、こちらが令和3年8月31日に変更されており、それを受けまして市町村も基本的な構想の見直しが原則必要となるということで、今回、変更をさせていただくものでございます。

まずは資料1と事前に配布させていただいております基本的な構想（素案）を元に説明をさせていただきます。資料は2ページをご覧ください。第1、農業経営基盤の強化の促進に関する目標の1番目の現状と課題、こちらにつきましては、2020年に農林業センサスが行われておりますので、そちらの農林業センサスの結果を反映しまして、数値を変更させていただいております。変更の数値につきましては、こちらに記載しておりますとおりでございます。また、この農林業センサスの結果を反映させたのこの現状と課題の後半部分になりますが、新規就農者の取り組みや生産基盤の強化、農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」への対応を追記させていただいております。

資料は3ページをお願いいたします。3ページの2番目、基本的な方向ということですが、こちらにつきましては、赤字で示しておりますが、農地の大区画化、農業水利施設の長寿命化などの基盤整備の推進というのを今回、追記させていただいております。また、国が進めておりますSDGsに沿った取り組みも通じて、持続可

能な農業、農村の実現というところも追記させていただいております。3ページの中ほどになりますが、(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標ということですが、今回、所得につきましては大きく変更がされておりまして、市の基本構想におきましては、従来ですと農業所得が経営体当たり概ね600万円、主たる従事者1人当たり300万円程度、法人経営の場合は概ね1,500万円以上、協業経営のうち土地利用型経営の場合は、概ね2,500万円程度としておりましたが、今回、県の基本方針の変更がございまして、県の目標所得がございまして、資料の1を併せてご覧ください。主たる従事者1人当たり概ね400万円以上、1経営体当たり概ね800万円以上というふうに県の基本方針が変更されております。それに伴いまして、市の目標所得も変更をさせていただいております。資料1をご覧くださいなのですが、主たる農業従事者1人当たり概ね360万円以上、個別経営体で家族経営の場合、1経営体当たり概ね720万円以上。こちらの所得につきましては、何故このような設定をさせていただいたかということ、平成30年度版市町村民経済計算報告書の1人当たり市町村民所得の水準、市町村平均を100として考えた場合に、本市の水準が91.1であったため、県の目標所得の90%を市の目標所得とさせていただいております。この概ね360万円以上の概ねというのは、全体の8割を満たせばいいということで、概ねということを使わせていただいております。ですので、360万円の80%は288万円になり、そのラインは最低でも目標として上回っていただく必要がございます。

次は5ページから6ページになります。5ページの農地の効率的な利用の促進ということで、この中で変更させていただいている部分は、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員だけではなく、農地利用最適化推進委員も一緒になって掘り起こし活動を強化するというところで、変更させていただいております。

次に7ページから8ページをご覧ください。7ページの(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保、育成というところになりますが、こちらにつきましては、8ページの前半部分に記載させていただいておりますが、新規就農者の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標につきましては、令和3年2月1日現在における農林水産省の新規参入者調査の結果を元に数値を入れさせていただいております。新規就農者の確保につきましては、年間5人ということで目標を掲げさせていただいております。

次に8ページのイ、新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間、農業所得に関する数値目標であります。こちらにつきましては、今回、県の基本方針の変更の中で新規就農者の目標所得が250万円程度ということになっておりますが、本市の新規就農者の所得目標につきましては、先ほども説明させていただきましたが、平成30年度版市町村民経済計算報告書の1人当たりの市町村民所得の水準、これを比べたときに、本市の水準が91.1であったため、新規就農者の目標所得も県の90%

を市の目標とさせていただいております。この250万円程度、225万円程度の程度の意味ですが、目標所得の9割を満たすことということで、程度という言葉は使わせていただいております。

今回の大きな改正は先ほどの認定農業者を認定する際の所得目標と今、説明させていただきました認定新規就農者の所得の目標が最も変わっている部分になります。

続きまして、資料2の正誤表をご覧ください。皆様方にお配りしてから作物の面積や作物の経営類型の見直しを少しさせていただいております。正誤性が取れていない部分もございましたので、今回、正誤表を付けさせていただいておりますので、そちらの説明をさせていただきます。まず、9ページからの経営類型につきましては、県の基本方針で示された経営類型を元に本市でも実際にやっていかなければいけない経営類型について、示させていただいております。

正誤表の説明をさせていただきます。10ページの下段の表になりますが、経営類型が葉たばこと水稲とありまして、特に生産規模のところで修正する前、皆様方にお配りしている資料では経営面積、田が306a、葉たばこが216a、水稲が126a、飼料用米が180aとありますが、修正後としまして、水稲につきましては90a、飼料用米ではなく飼料用稲が216aとさせていただいております。こちらにつきましては、表と裏作の関係で数字の正誤性が取れておりませんでしたので、修正をさせていただきます。資料の13ページをお願いします。13ページの下段の表になりますが、経営類型が冬春ミニトマトと水稲とあります。修正前としましては、経営面積が田の225a。冬春ミニトマト36a、水稲162aとしておりましたが、水稲の面積を162aから189aとさせていただいております。こちら面積の正誤性が取れておりませんでしたので、修正をさせていただきます。14ページ上段の表になりますが、経営類型が促成ナスと水稲、修正前の経営面積が田、234a。促成ナスが45a、水稲が162aとありますが、こちらにつきましても、水稲を189aに変更をさせていただいております。14ページの下段の表になります。経営類型をイチゴとしておりましたが、資料の2ページの現状と課題というところがありまして、本市の農業構造においては水稲を中心とし、イチゴなどの施設園芸、畜産、露地野菜、葉たばこ、果樹などとの複合経営が大部分となっています。現状と課題で書かせていただいております。実際、イチゴだけではなく、水稲も作られる方もいらっしゃいますので、今回は、修正後としまして、経営類型をイチゴと水稲とさせていただきます。経営面積に水稲を30a追加させていただきます。資料の16ページの下段の表になりますが、経営類型は施設キク（電照）と水稲としておりましたが、修正前には経営面積が田の162a、キクが63a、水稲が108a、スイートコーンが27aとなっております。こちらにつきましては、修正後としましてキクが54a、スイートコーンは削除とさせていただいております。県の指標にはスイートコーンが入っておりますが、実際、スイートコーンまでは作付けされませんので、

この部分は削除させていただいております。28ページの上段の表になります。経営類型でブロッコリーと水稲とありますが、こちらにつきましては、ブロッコリーと水稲が表と裏ということでは作付け的に厳しく、時期的にも被ります。実際にブロッコリーを作られる方が少ないということもありますので、このブロッコリーと水稲を今回、削除させていただきます。最後に28ページの下段の表になります。営農の類型がニンジン（冬・春）と水稲ということで、経営面積の畑が135a、田が67a。冬ニンジン67a、春ニンジン67aとなっておりますが、修正後につきましては、畑の面積を67aに変更をさせていただきます。冬のニンジンを作った後、春ニンジンを作るということでこのようにさせていただいております。

次に資料の32ページから33ページをご覧ください。第3の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項について、今回、農用地の利用に関する目標ですが、効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアは80%とさせていただきました。こちらは国が担い手への集積を80%目指しておりますので、それに準じたところで変えさせて頂いております。目標年次は令和11年、2029年としております。また、農地利用集積円滑化事業は廃止しておりますので、農地中間管理機構事業等の活用に変更をさせていただいております。

資料の33ページをご覧ください。2、その他農用地の利用関係の改善に関する事項の（3）農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関、団体との連携等につきまして、農地利用集積円滑化事業及び農地利用集積円滑化団体は廃止しておりますので、そちらの文言を削除させていただいております。その下の第4、農業経営基盤強化促進事業に関する事項、こちらの事項で33ページの下から5行目になりますが、②農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業、こちらにつきましては、農地利用集積円滑化事業が廃止になっておりますので、こちらの項目につきましては、後のほうにも出てきますが、全て削除をさせていただいております。

資料の34ページをご覧ください。中ほどの1番目、利用権設定等促進事業に関する事項、（1）利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件ということで、こちらにつきましては、農地法の改正に伴いまして農業生産法人が農地所有適格化法人に名称を変更されておりますので、後の方にも所々出てきますが、全て農業生産法人から農地所有適格化法人に変更をしております。

資料の38ページをご覧ください。（7）農用地利用集積計画の内容の⑤、上から4行目の部分になりますが、こちらのイの部分ですが、こちらにつきましては、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について、毎年、市町村の長に報告しなければならないというように今まではしてはしておりましたが、農業委員会に報告しなければならないと変更をさせていただいております。

38ページの中ほどの（8）同意の部分ですが、こちらの二つ目の段落の所ですが、

数人の共有に係る土地について利用権の設定又は移転をする場合の存続期間につきましては、5年から20年ということで変更させていただいております。こちらにつきましては、基盤整備等で利用権設定を行う場合に年数が10年以上というところも出てきますので、年数は20年ということで変更させていただいております。

次に43ページをご覧ください。43ページの4農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項ということで、上から5行目の農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修につきましては、農地利用集積円滑化団体自体が今はありませんので、この部分につきましては、削除をさせていただいております。

43ページの5番目の(2)新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取り組みの部分になりますが、こちらにつきましては、アの部分の下から2行目になりますが、農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援を行う者として農地利用最適化推進委員の文言を追加させていただいております。

次に45ページをご覧ください。45ページの中ほどから下のほうですが、全て二重線で消しておりますけれども、農地利用集積円滑化事業に関する事項につきましては、農地利用集積円滑化事業が無くなりましたので、以下46ページから47ページの中ほどにかけて全てこの内容につきましては、削除をさせていただいております。

次に資料の47ページのその他の部分につきましては、先ほど説明いたしました文言を変更させていただいている部分を除きましては、大きな変更はしておりません。

長くなりましたが、今回の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の素案につきまして、説明を終わらせていただきます。

- (議長) ありがとうございます。ただ今の説明について質疑はありませんか。
- (事務局次長) 38ページの市町村の長から農業委員会に変更されたことについて解除条件付きの法人についてということでしょうか。もう少し詳しく説明をいただければと思います。
- (農業振興課 村上係長) 38ページの⑤の部分になるかと思いますが、37ページの(7)の①利用権の設定等を受ける者の氏名または名称及び住所に規定するものが農地所有適格化法人以外の法人等である場合ということで、アの部分には貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件ということで、アに対するものが賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について、従来であれば市町村の長に報告しなければならないとなっておりますが、今回、県との協議をした際に私も知りましたが、農業委員会にしなければ

ならないということに変わっておりました。

- （事務局次長）毎年、解除条件付きの法人が市に報告を出されていたのでしょうか。
- （農業振興課 村上係長）今までは解除条件は市のほうに何か報告が出ていたかという
と、特段出ておりませんでした。
- （事務局次長）分かりました。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
- （9番委員）34ページの農業生産法人から農地所有適格法人に変更したということ
ですが、単純に呼び名が変わったということでしょうか。
- （農業振興課 村上係長）はい。呼び名が変わりました。
- （9番委員）法人化して登記をしているのですが、農事組合法人などの名称の登記のや
り直しなどはしなくてもいいのでしょうか。
- （事務局次長）しなくていいです。法人名の農事組合法人とかの意味ではなく、農地を
所有する一定の要件を満たした法人のことです。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
- （1番委員）45ページの農地利用集積円滑化事業は削除されるということですが、農
地中間管理事業との連携はどうなるのでしょうか。
- （農業振興課 村上係長）連携につきましては、例えばどのようなものになりますか。
- （1番委員）44ページの中間管理機構の特例事業の中に含まれるということでは
しょうか。
- （農業振興課 村上係長）農業経営基盤強化促進法事業の実施に関し必要な事項とい
うことで、農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項につきましては、こちらに上
げさせていただいておりますが、資料の34ページをご覧ください。例えばアの部分
は場整備が完了した地域におきましては、ほ場区画の大型化による効率的な生産基盤

条件の改善を推進し、ここには農用地利用集積円滑化事業とありますが、こういったのが農地中間管理事業の活用などそういったところで、円滑化事業が無くなりましたので、今後につきましては、中間管理を活用した利用権設定というのを推進していくようになります。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（素案）に目を通す時間を5分間ほどとります。見てもらっているとは思いますが、説明を聞かれてからの見方も変わると思いますので、11時まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

○（6番委員）2ページの現状と課題のところですが、一昨年7月に豪雨災害が発生していますが、その影響については課題のところ記載しなくてもいいのでしょうか。もし、検討されていて記載していないということであれば、それでいいかと思えます。

○（農業振興課 村上係長）今回の現状と課題につきましては、7月豪雨災害の影響等につきましては、特に加味しておりません。通常、行っていく上での現状と課題についてのみ触れさせていただいております。7月豪雨災害のほうも今、農地も災害復旧工事が進んでおまして、少しずつ現状に戻りつつありますので、今回につきましては災害に関する部分は記載しておりません。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
素案のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案決定いたしました。
農業振興課村上係長から何かありますか。
- （農業振興課 村上係長）このあとにつきましては、県に農業委員会の意見というのを
思います。農業委員会の意見を聞くだけではなく、球磨地域農業協同組合のほうにも意見
を聞かないとなりませんので、今、意見聴取という形でJAには依頼としております。
最終的には2月18日までに県の方に全て書類を整えて出さなければなりませんので、
今後のスケジュールにつきましては、そのような流れで進んでいきます。よろしくお
願いいたします。
- （議長）
これで本日の議事は全部終了いたしました。

（ 11時03分 終了 ）

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員